告示

○内閣府告示第三号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二十三条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号。以下「令」という。）第四条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所掌に係る法第十一条及び第十二条に規定する権限の一部について委任を行うこととしたので、令第四条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　委任する権限及び委任を受ける職員の官職

内閣総理大臣の所掌に係る法第十一条及び第十二条に規定する権限のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

金融庁	金融庁長官
消費者庁	消費者庁長官

二　委任の効力の発生する日

平成二十八年四月一日

○外務省告示第二十七号

日本国政府は、平成二十六年十月十日にワシントンで作成された「東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定」の受諾書を平成二十七年六月二十六日に東南アジア諸国連合事務総長に寄託していたところ、同協定は、その第二十六条の規定に従い、平成二十八年二月九日に効力を生ずる。

なお、同協定の締約国は、平成二十八年一月一日現在、次のとおりである。

ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国、日本国、大韓民国

平成二十八年一月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第三十二回	一億四千八百四十一万円	一億四千八百三十二万七千二百六十円
〃	第三十三回	四千四百十四万円	四千四百十二万二千四百二十八円
〃	第三十四回	一億二千百九十万円	一億二千百八十五万千四百五十四円
〃	第三十五回	一億千百四十一万円	一億千百三十六万五千六百三十六円
〃	第三十六回	八千七百八十八万円	八千七百七十九万五千九百八十八円
〃	第三十七回	二億三千九百四十六万円	二億三千九百十九万二千九百二十六円
〃	第三十八回	三億千二百十一万円	三億千百七十六万千八百九十二円
〃	第三十九回	五億五千四十六万円	五億四千九百九十三万三千六百八十四円
〃	第四十回	六億九百一万円	六億八百四十七万六千二百五十六円
〃	第四十一回	六億三千九百十八万円	六億三千八百六十七万七百五十円
〃	第四十二回	一億七千三百十一万円	一億七千二百九十七万二千百二円
〃	第四十三回	六億八千八百三十九万円	六億八千七百九十五万千二百五十八円
〃	第四十四回	三億三千六百十七万円	三億三千五百九十二万八千九百七十八円
〃	第四十五回	二億九千七百八十六万円	二億九千七百六十七万百八十円
〃	第四十六回	三億七千六百五十五万円	三億七千六百三十四万五十八円
〃	第四十七回	四億九千五百七十九万円	四億九千五百四十七万四千四円
〃	第四十八回	四億五千四百六十二万円	四億五千四百三十三万二百八十一円
〃	第四十九回	四億八千五百九十三万円	四億八千五百六十五万九千二十八円
〃	第五十回	三億七千五百八十一万円	三億七千五百六十三万三百五十八円
〃	第五十一回	三億四千二十八万円	三億四千十一万七千八百九十円